



発行 新潟県

第 33 号

令和4年5月6日

毎週火（祝日のときは翌日）、金曜発行

主 要 目 次

規 則

38 新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則（水産課）

告 示

- 593 特定計量器定期検査の実施（計量検定所）
- 594 新潟県立近代美術館観覧料の徴収事務の委託（文化課）
- 595 保安林の指定予定（治山課）
- 596 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 597 土地改良区連合の定款変更認可（農地計画課）
- 598 土地改良区役員の退任届（農地計画課）
- 599 土地改良区の定款変更認可（農地計画課）
- 600 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 601 県営土地改良事業の工事完了（農地建設課）
- 602 基本測量の終了通知（監理課）
- 603 基本測量の終了通知（監理課）
- 604 廃川敷地等の発生（河川管理課）

公 告

一般競争入札の実施（港湾振興課）

選挙管理委員会規程

8 新潟県選挙管理委員会専決規程の一部を改正する規程（選挙管理委員会）

選挙管理委員会告示

- 24 新潟県知事選挙における選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日（選挙管理委員会）
- 25 新潟県知事選挙において候補者がポスターを掲示することができる日の指定（選挙管理委員会）
- 26 新潟県知事選挙において手話通訳を付して政見を録画する放送事業者の指定（選挙管理委員会）

公安委員会規則

- 5 新潟県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則（運転免許センター）
- 6 運転技能検査の実施に関する規則（運転免許センター）
- 7 新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則（運転免許センター）

雑 報

一般競争入札の実施（大学・私学振興課）

規 則

新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和4年5月6日

新潟県知事 花角 英世

新潟県規則第38号

新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則の一部を改正する規則

新潟県特定水産資源の漁獲量等の報告に関する規則（令和2年新潟県規則第60号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）を当該改正部分に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分に改める。

改 正 後	改 正 前
<p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <p>漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 個人情報の取扱いに関する同意</p> <p>上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。</u>）、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。</p> <p>（略）</p> <p>第2号様式（第2条関係）</p> <p>漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 個人情報の取扱いに関する同意</p> <p>上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（<u>個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。</u>）、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。</p>	<p>別記</p> <p>第1号様式（第2条関係）</p> <p>漁獲量等報告書（漁獲割当管理区分）及び個人情報の取扱いに関する同意書 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 個人情報の取扱いに関する同意</p> <p>上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。</u>）、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。</p> <p>（略）</p> <p>第2号様式（第2条関係）</p> <p>漁獲量等報告書（非漁獲割当管理区分（漁獲努力量管理区分を除く。））及び個人情報の取扱いに関する同意書 （略）</p> <p>1 （略）</p> <p>2 個人情報の取扱いに関する同意</p> <p>上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等（<u>独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第59号）第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。</u>）、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人（地方独立行政法人法（平成15年法律第118号）第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。）その他の関係機関（これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。）へ提供することに同意します。</p>

<p>(略)</p> <p>第3号様式 (第2条関係)</p> <p>漁獲努力量等報告書(漁獲努力量管理区分)及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個人情報の取扱いに関する同意</p> <p>上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。)、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。</p> <p>(略)</p> <p>第4号様式 (第3条関係)</p> <p>漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個人情報の取扱いに関する同意</p> <p>上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第57号)第2条第9項に規定する独立行政法人等をいう。)、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。</p> <p>(略)</p>	<p>(略)</p> <p>第3号様式 (第2条関係)</p> <p>漁獲努力量等報告書(漁獲努力量管理区分)及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個人情報の取扱いに関する同意</p> <p>上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。</p> <p>(略)</p> <p>第4号様式 (第3条関係)</p> <p>漁業法の規定に基づく報告に係る事務に関する委任状及び個人情報の取扱いに関する同意書</p> <p>(略)</p> <p>1 (略)</p> <p>2 個人情報の取扱いに関する同意</p> <p>上記報告の内容について、水産資源の資源評価、操業実態の把握その他の漁業生産力の発展に資する取組に活用するため、国の機関、独立行政法人等(独立行政法人等の保有する個人情報の保護に関する法律(平成15年法律第59号)第2条第1項に規定する独立行政法人等をいう。)、新潟県の機関、新潟県の設置した地方独立行政法人(地方独立行政法人法(平成15年法律第118号)第2条第1項に規定する地方独立行政法人をいう。))その他の関係機関(これらの機関から委託を受けて当該取組に関する業務を遂行する者を含む。)へ提供することに同意します。</p> <p>(略)</p>
--	--

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

◎新潟県告示第593号

計量法(平成4年法律第51号)第19条第1項の規定により、五泉市の特定計量器定期検査を次のとおり実施する。

令和4年5月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 検査の対象となる特定計量器
計量法施行令(平成5年政令第329号)第10条第1項第1号に規定する特定計量器
- 2 定期検査を行う期日、場所及び区域

検査日時		検査場所	検査区域等	
6月6日(月)	午前10時から正午まで 午後1時から3時30分まで	五泉市東公園歩楽和交流館	五泉市全域	
6月7日(火)				
6月8日(水)				
6月9日(木)				
6月10日(金)				
6月13日(月)	6月13日(月) 6月14日(火) 6月15日(水)	五泉市さくらんど会館 1階エントランスホール		
6月16日から令和5年3月15日まで。ただし、土・日曜日及び祝日並びに12月29日、同月30日及び令和5年1月3日を除く。		午前9時30分から正午まで 午後1時から3時30分まで	新潟県計量検定所 特定計量器の所在の場所	上記の未受検者 特定計量器検定検査規則(平成5年通商産業省令第70号)第39条第1項に規定する特定計量器

- 3 実施機関
新潟県指定定期検査機関 一般社団法人新潟県計量協会

◎新潟県告示第594号

地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第158条第1項の規定により、次のとおり新潟県立近代美術館の観覧料の徴収事務を委託したので、同条第2項の規定により告示する。

令和4年5月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 委託した事務
「三沢厚彦展」前売観覧券の観覧料の徴収に関する事務
- 2 前売観覧券販売期間
令和4年4月29日から令和4年7月15日まで
- 3 前売観覧券の販売場所及び委託を受けた者

販売場所	委託を受けた者
全国セブンイレブン、ローソン、ファミリーマート、ミニストップの各店舗	新潟市中央区東万代町1-30 新潟第一生命ビルディング3階 株式会社JTB新潟支店 新潟支店長 渡辺 浩幸

- 4 委託期間
令和4年4月29日から令和4年7月29日まで

◎新潟県告示第595号

森林法(昭和26年法律第249号)第29条の規定により、農林水産大臣から、次のとおり保安林の指定をする予定である旨の通知があった。

令和4年5月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 保安林予定森林の所在場所
新潟県十日町市本屋敷字上ノ沢丁786、丁787、丁788の4、丁895、丁900、丁903、丁905、丁906、丁911、丁

912、丁915、丁918の1、丁922、丁927、丁930の1、丁931、丁932、丁944、丁949、丁949の2、丁953、丁958、丁961、字開キ丁818から丁820まで、丁820の1、丁822、丁823、丁825、丁826、丁828、丁830から丁832まで、丁837の2、丁837の4、丁839の2、丁840、丁841、丁842の2、丁854、丁858から丁862まで、丁864、丁867、丁868、丁870、丁871、丁875、丁877、丁878、丁890の3、丁907から丁910まで、字下ノ沢丁923から丁925まで、丁924の1、丁924の2、丁930、堀之内字三ツ京塚戊1382、戊1383、戊1442、字出口戊1443、戊1447、戊1450、戊1451、戊1453、戊1458、戊1568

2 指定の目的

土砂の流出の防備

3 指定施業要件

(1) 立木の伐採の方法

ア 主伐は、択伐による。

イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

(2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。

(「次のとおり」は、省略し、その関係書類を新潟県農林水産部治山課及び十日町市役所に備え置いて縦覧に供する。)

◎新潟県告示第596号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、胎内市の築地土地改良区の定款の変更を令和4年4月20日認可した。

令和4年5月6日

新潟県新発田地域振興局長

◎新潟県告示第597号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第84条において準用する第18条第17項の規定により、新潟市の阿賀野川左岸土地改良区連合の定款の変更を令和4年4月22日認可した。

令和4年5月6日

新潟県新潟地域振興局長

◎新潟県告示第598号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第18条第17項の規定により、見附市の杉沢土地改良区から次のとおり役員が退任した旨の届出があった。

令和4年5月6日

新潟県長岡地域振興局長

1 退任

理事 見附市杉沢町1100番地 北村 高男

退任年月日 令和4年3月31日

◎新潟県告示第599号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第30条第2項の規定により、佐渡市の羽茂土地改良区の定款の変更を令和4年4月19日認可した。

令和4年5月6日

新潟県佐渡地域振興局長

◎新潟県告示第600号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和4年5月6日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
-----	-----	------	-------

弁天山堤	農用地保全施設整備(ため池等整備「地震対策ため池防災」)事業	五泉市	令和3年10月28日
------	--------------------------------	-----	------------

◎新潟県告示第601号

土地改良法(昭和24年法律第195号)第87条の規定により計画を定めて実施した、次の県営土地改良事業の工事が完了した。

令和4年5月6日

新潟県知事 花角 英世

地区名	事業名	市町村名	完了年月日
中野原	農用地保全施設整備(ため池等整備「一般型」)事業	三条市	令和4年3月24日

◎新潟県告示第602号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年5月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量(国土広域情報 修正)
- 2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県全域

◎新潟県告示第603号

測量法(昭和24年法律第188号)第14条第2項の規定により、国土交通省国土地理院長から次のとおり基本測量を終了した旨の通知があったので、同条第3項の規定により公示する。

令和4年5月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 作業種類 基本測量(電子国土基本図(地図情報)修正)
- 2 作業期間 令和3年4月1日から令和4年3月31日まで
- 3 作業地域 新潟県全域

◎新潟県告示第604号

河川区域の変更により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令(昭和40年政令第14号)第49条の規定により、次のとおり公示する。

その関係図面は、新潟県土木部河川管理課及び新潟県村上地域振興局地域整備部において縦覧に供する。

令和4年5月6日

新潟県知事 花角 英世

- 1 河川の名称
二級河川三面川水系大須戸川
- 2 廃川敷地等が生じた年月日
令和4年5月6日
- 3 廃川敷地等の位置
村上市大須戸字長坪585番15地先から同市大須戸字道下545番7地先まで(大須戸川右岸)
村上市大須戸字才ノ神3417番5地先から同市大須戸字才ノ神3427番1地先まで(大須戸川左岸)
村上市大須戸字下田151番7地先から同市大須戸字下田151番9地先まで(大須戸川右岸)
村上市大須戸字和田3505番16地先から同市小須戸字川原583番3地先まで(大須戸川左岸)
- 4 廃川敷地等の種類及び数量
土地 16,971.7平方メートル

公 告

一般競争入札の実施について（公告）

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、新潟東港臨海用地造成事業会計所有土地の処分について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年5月6日

新潟県知事 花 角 英 世

1 入札に付する事項

(1) 件名及び数量

番号	物件名	所在地	種別	実測面積	坪数
1	11町歩 (臨港道路隣接地)	新潟市北区島見町字下往来 197番4、200番7	雑種地	1,348.72 m ²	約408坪

(2) 物件の仕様等

入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (2) 国税、県又は市町村税を滞納している者でないこと。
- (3) 新潟県暴力団排除条例（平成23年3月29日条例第23号）第2条に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。
- (4) 無差別大量殺人行為を行った団体の規制に関する法律（平成11年法律第147号）第5条及び第8条第2項に掲げる処分を受けている団体若しくは過去に受けたことのある団体及びこれらに所属している者でないこと。
- (5) 当該売払物件に係る入札の入札参加申込書を提出し、入札参加を認められた者であること。
- (6) この入札に関する事務に従事する県職員でないこと。

3 入札説明書の交付等

入札説明書の交付場所、契約条項を示す場所及び問い合わせ先

郵便番号 950-8570

新潟県新潟市中央区新光町4番地1

新潟県交通政策局 港湾振興課 万代島・東港管理係

電話番号 025-280-5463

Eメール ngt170010@pref.niigata.lg.jp

入札説明書等の交付は上記の場所で行うほか、新潟県ホームページで公開する。

4 入札・開札日時及び場所

(1) 日時

令和4年5月31日（火）10時

(2) 場所

新潟県入札室（行政庁舎16階）

5 その他

(1) 入札保証金

入札書に記載された金額の100分の5に相当する金額以上の額を納付すること。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の金額とする。

(3) 落札者の決定方法

有効な入札を行った者のうち、予定価格以上で最も高い金額の入札者を落札者とする。

(4) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、入札参加申込書を令和4年5月25日（水）17時までに上記3の場所に提出しなければならない。なお、提出書類等詳細については入札説明書による。

また、入札者は、入札日の前日までの間において、契約担当者から当該書類に関し説明を求められた場合

は、これに応じなければならない。

(5) 入札の無効

本公告に示した競争参加資格のない者がした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。

(6) 契約書作成の要否 要

(7) 不当介入に対する通報報告

契約の履行に当たり暴力団関係者から不当介入を受けた場合、警察及び発注者（新潟県）へ通報報告を行うこと。

(8) その他

詳細は入札説明書による。

選挙管理委員会規程

新潟県選挙管理委員会規程第8号

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程を次のように定める。

令和4年5月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

公職選挙法等執行規程の一部を改正する規程

公職選挙法等執行規程（平成7年新潟県選挙管理委員会規程第2号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中下線が引かれた部分を加える。

改正後			改正前		
別表第2（老人ホーム）			別表第2（老人ホーム）		
市区町村名	老人ホームの名称	所在地	市区町村名	老人ホームの名称	所在地
(略)			(略)		
小千谷市	(略) サービス付き高齢者 向け住宅 ヴィラわか葉 <u>特別養護老人ホーム</u> <u>雪あかり</u>	(略) 小千谷市小栗田2 732-13 <u>小千谷市元町10</u> <u>番1号</u>	小千谷市	(略) サービス付き高齢者 向け住宅 ヴィラわか葉	(略) 小千谷市小栗田2 732-13
(略)			(略)		

附 則

この規程は、公布の日から施行する。

選挙管理委員会告示

◎新潟県選挙管理委員会告示第24号

令和4年5月29日執行予定の新潟県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第22条第3項の規定により、選挙人名簿の被登録資格の決定の基準となる日について次のとおり定めた。

令和4年5月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

被登録資格決定基準日 令和4年5月11日

（ただし、年齢については、令和4年5月29日とする。）

◎新潟県選挙管理委員会告示第25号

令和4年5月29日執行予定の新潟県知事選挙において、公職選挙法（昭和25年法律第100号）第144条の2第5項の規定により、候補者がポスターを掲示することができる日を次のとおり定めた。

令和4年5月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

令和4年5月12日

◎新潟県選挙管理委員会告示第26号

令和4年5月29日執行予定の新潟県知事選挙において、政見放送及び経歴放送実施規程（平成6年自治省告示第165号）第8条第7項の規定により、候補者から手話通訳を付して政見を録画するよう申込があったときに手話通訳を付して政見を録画する放送事業者を次のとおり定めた。

令和4年5月6日

新潟県選挙管理委員会

委員長 天井 貞

日本放送協会新潟放送局

株式会社新潟放送

株式会社NST新潟総合テレビ

株式会社テレビ新潟放送網

公安委員会規則

新潟県公安委員会規則第5号

新潟県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月6日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県道路交通法施行細則等の一部を改正する規則

(新潟県道路交通法施行細則の一部改正)

第1条 新潟県道路交通法施行細則(昭和39年新潟県公安委員会規則第15号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動条等」という。)に対応する同表の改正後の欄中条、項及び号の表示に下線が引かれた条、項及び号(以下この条において「移動後条等」という。)が存在する場合には当該移動条等を当該移動後条等とし、移動条等に対応する移動後条等が存在しない場合には当該移動条等(以下この条において「削除条等」という。)を削り、移動後条等に対応する移動条等が存在しない場合には当該移動後条等(以下この条において「追加条等」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を削り、同表の改正後の欄中別記様式の表示に下線が引かれた別記様式を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示、削除条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(条、項及び号の表示、追加条等並びに別記様式の表示を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
目次 第1章～第5章 (略) 第6章 運転免許(第15条— <u>第27条の4</u>) 第7章 (略) 附則	目次 第1章～第5章 (略) 第6章 運転免許(第15条— <u>第27条の3</u>) 第7章 (略) 附則 <u>(旅客自動車教習所の指定申請等)</u> 第19条 <u>令第34条第3項第2号に規定する旅客自動車の運転に関する教習を行う施設又は同条第4項第2号に規定する牽引自動車によって旅客用車両を牽引して牽引自動車を運転することに関する教習を行う施設(以下「旅客自動車教習所」という。)の指定を受けようとする者は、別記様式第8の申請書を公安委員会に提出しなければならない。</u> 2. <u>前項の申請書には、次の各号に掲げる書類を添付するものとする。</u> (1) <u>管理者、教習指導員の住民票の写し</u> (2) <u>管理者、教習指導員の履歴書</u> (3) <u>コース敷地並びにコースの種類、形状及び構造を明らかにした図面</u> (4) <u>建物その他の設備の状況を明らかにした図面</u> (5) <u>備付け自動車、模擬運転装置及び無線指導装置一覧表</u> (6) <u>教材一覧表</u> (7) <u>教習計画書(教習の科目、教習時間、教習方法等を明らかにしたもの。)</u> 3. <u>旅客自動車教習所の施設の設置者又は管理者は、前項の指定申請書(添付書類を含む。)の記載</u>

第19条 (略)

(講習の申出等)

第26条 (略)

2～4 (略)

5 指定講習機関は、次の各号に掲げる講習を実施したときは、当該講習を受けた者に対し、それぞれ当該各号に定める証明書を交付するものとする。

- (1) (略)
- (2) 法第108条の2第1項第10号に規定する講習 初心運転者講習終了証明書 (別記様式第19)
- (3) 法第108条の2第1項第14号に規定する講習若年運転者講習終了証明書 (別記様式第19の2)

6 (略)

第26条の2 法第108条の2第2項の規定により行う講習は、次の各号に掲げるものとし、当該講習を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申請書を提出しなければならない。

- (1)・(2) (略)

(電磁的記録媒体による手続)

第27条の2 運転免許取得者等教育の認定に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第4号。次条及び第27条の4第1項において「認定教育規則」という。)第13条及び運転免許取得者等検査の認定に関する規則 (令和4年国家公安委員会規則第8号。次条及び第27条の4第1項において「認定検査規則」という。)第14条の電磁的記録媒体 (以下この条において単に「電磁的記録媒体」という。)は、新潟県警察の使用に係る電子計算機又はその周辺機器に挿入し、又は接続することができるものでなければならない。

事項の変更を生じたときは、すみやかに公安委員会に届け出なければならない。

4 法第99条の3及び法第99条の6から法第100条までの規定は、旅客自動車教習所について準用する。この場合において、これらの規定中「指定自動車教習所」とあるのは、「旅客自動車教習所」と読み替えるものとする。

第19条の2 (略)

(講習の申出等)

第26条 (略)

2～4 (略)

5 指定講習機関は、次の各号に掲げる講習を実施したときは、当該講習を受けた者に対し、それぞれ当該各号に定める証明書又は証書を交付するものとする。

- (1) (略)
- (2) 法第108条の2第1項第10号に規定する講習 初心運転者講習終了証書 (別記様式第19)

6 (略)

第26条の2 法第108条の2第2項の規定により行う講習は、次の各号に掲げるものとし、当該講習を受けようとする者は、それぞれ当該各号に定める申請書を提出しなければならない。

- (1)・(2) (略)
- (3) チャレンジ講習 チャレンジ講習受講申請書 (別記様式第20の4)

(フレキシブルディスクによる手続)

第27条の2 運転免許取得者教育の認定に関する規則 (平成12年国家公安委員会規則第4号。以下この条において「認定規則」という。)第13条のフレキシブルディスクは、産業標準化法 (昭和24年法律第185号)に基づく日本産業規格 (以下この条において「日本産業規格」という。)X6223に適合する90ミリメートルフレキシブルディスクカートリッジでなければならない。

2 認定規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、次に掲げる方式に従って行われなければならない。

- (1) トラックフォーマットについては、日本産業規格X6225に規定する方式
- (2) ボリューム及びファイル構成については、日

2 提出する電磁的記録媒体又はその附属品には、次に掲げる事項を表示しなければならない。

(1)・(2) (略)

(運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定)

第27条の3 法第108条の32の2第1項及び第108条の32の3第1項の認定は、認定した認定教育規則第1条各号に掲げる課程又は認定検査規則第1条各号に掲げる方法の区分ごとに、当該認定を受けた者に別記様式第21の2の認定書を交付して行うものとする。

(認定教育規則及び認定検査規則の規定による指定)

第27条の4 認定教育規則第4条第2項第4号又は認定検査規則第4条第1項第4号若しくは第2項第4号の規定による指定を受けようとする者は、別記様式第21の3の指定申請書を提出して申請するものとする。

2 公安委員会は、前項の指定をしたときは、当該指定を受けた者に別記様式第21の4の指定書を交付するものとする。

3 公安委員会は、第1項の指定を取り消したときは、当該指定を取り消された者に別記様式第21の5の指定取消通知書を交付するものとする。

別記様式第7の9 (第15条関係)

緊急自動車運転資格審査申請書	
(略)	
(略)	
審査に係る緊急自動車の種類	大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪
(略)	
(略)	

別記様式第7の10 (第15条関係)

緊急自動車運転資格記載申請書
(略)

本産業規格X0605に規定する方式

(3) 文字の符号化表現については、日本産業規格X0208附属書1に規定する方式

3 認定規則第13条の規定によるフレキシブルディスクへの記録は、日本産業規格X0201及びX0208に規定する図形文字並びに日本産業規格X0211に規定する制御文字のうち「復帰」及び「改行」を用いて行わなければならない。

4 認定規則第13条のフレキシブルディスクには、日本産業規格X6223に規定するラベル領域に、次に掲げる事項を記載した書面をはり付けなければならない。

(1)・(2) (略)

(運転免許取得者教育機関の認定)

第27条の3 法第108条の32の2第1項の認定をしたときは、認定した教育の課程の区分ごとに別記様式第21の2の認定書を交付するものとする。

別記様式第7の9 (第15条関係)

緊急自動車運転資格審査申請書			
(略)			
(略)			
審査に係る緊急自動車の種類	中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪		
(略)			
(略)			

別記様式第7の10 (第15条関係)

緊急自動車運転資格記載申請書
(略)

(略)	
緊急自動車の種類	大型 中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪
(略)	
(略)	

別記様式第7の11 (略)

別記様式第8 削除

別記様式第9 (第19条関係)
(略)

別記様式第19 (第26条関係)

(略)
初心運転者講習終了証明書
(略)
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を終了した者であることを証明する。
(略)

別記様式第19の2 (第26条関係)

第 号
若年運転者講習終了証明書
住所
氏名
年 月 日生
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第14号に規定する講習を終了した者であることを証明する。
年 月 日
指定講習機関名
管 理 者 ㊦

別記様式第20の3 (第26条の2関係)

特定任意高齢者講習受講申請書
(略)
特定任意高齢者講習の受講を申請します。

(略)	
緊急自動車の種類	中型 準中型 普通 大自二 普自二 小型二輪
(略)	
(略)	

別記様式第7の11 (略)

別記様式第8 (第19条関係)

旅客自動車の運転に関する自動車教習所の指定申請書
(略)
(略)

別記様式第9
(略)

別記様式第19

(略)
初心運転者講習終了証書
(略)
上記の者は、 年 月 日道路交通法第108条の2第1項第10号に規定する講習を終了したものであることを証明する。
(略)

(細則第26条)

別記様式第20の3

特定任意高齢者講習受講申請書
(略)
特定任意高齢者講習 (通常・簡易) の受講を

<p>(略)</p> <p style="text-align: center;">証紙納付書</p> <table border="1"><tr><td style="width: 10%; text-align: center;">証 紙 を 貼 る 欄</td><td style="width: 90%; text-align: center;">(略)</td></tr></table>	証 紙 を 貼 る 欄	(略)	<p>申請します。</p> <p>(略)</p> <p style="text-align: center;">証紙納付書</p> <table border="1"><tr><td style="width: 10%; text-align: center;">証 紙 を は る 欄</td><td style="width: 90%; text-align: center;">(略)</td></tr></table> <p><u>別記様式第20の4</u></p> <table border="1"><tr><td style="text-align: center;">チャレンジ講習受講申請書</td></tr><tr><td style="text-align: center;">(略)</td></tr></table> <p>(略)</p>	証 紙 を は る 欄	(略)	チャレンジ講習受講申請書	(略)
証 紙 を 貼 る 欄	(略)						
証 紙 を は る 欄	(略)						
チャレンジ講習受講申請書							
(略)							

第2条 新潟県道路交通法施行細則の一部を次のように改正する。

別記様式第21の2を次のように改める。

別記様式第21の2 (第27条の3 関係)

第	号	
認	定	書
名 称		
所在地		
(課程)	区分	(運転免許取得者等教育の認定に関する規則第1条 号)
(方法)		(運転免許取得者等検査の認定に関する規則第1条 号)
道路交通法第108条の32の 第1項の規定により		を認定する。
年 月 日		
新潟県公安委員会		印

別記様式第21の2の次に次の3様式を加える。

別記様式第21の3 (第27条の4関係)

<h2 style="margin: 0;">指 定 申 請 書</h2> <p style="text-align: right; margin: 0;">年 月 日</p> <p style="margin: 10px 0 0 40px;">新潟県公安委員会 殿</p> <p style="margin: 20px 0 0 100px;">住所 申請者 氏名</p>					
<p style="font-size: small;"> 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第3号に掲げる課程 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号の規定による同規則第1条第1号に掲げる方法に より行う運転免許取得者等検査 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号の規定による同規則第1条第2号に掲げる方法に より行う運転免許取得者等検査 </p>					
<p>に係る業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定を受けたいので、申請します。</p>					
使用する施設	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 20%; text-align: center; padding: 5px;">名 称</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;">所在地</td> <td style="height: 40px;"></td> </tr> </table>	名 称		所在地	
名 称					
所在地					
備 考					

- 備考 1 申請者が法人であるときは、申請者の欄には、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名を記載すること。
- 2 用紙の大きさは、日本産業規格A列4番とする。

別記様式第21の4 (第27条の4関係)

第	号	
指	定	書
住所		
氏名		
〔 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号 〕		の規定による
〔 同規則第1条第3号に掲げる課程 同規則第1条第1号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査 同規則第1条第2号に掲げる方法により行う運転免許取得者等検査 〕		に係る
業務を適正かつ確実にを行うことができる者として指定する。		
年 月 日		
新潟県公安委員会 印		

別記様式第21の5 (第27条の4関係)

指 定 取 消 通 知 書

年 月 日

住 所

殿

新潟県公安委員会 印

次の理由により、
 〔 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第4条第2項第4号
 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第1項第4号
 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第4条第2項第4号 〕

の規定による指定を取り消したので通知する。

指定番号	
理 由	

(講習の実施に関する規則の一部改正)

第3条 講習の実施に関する規則(昭和58年新潟県公安委員会規則第9号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「移動号細目」という。)に対応する同表の改正後の欄中号の細目の表示に下線が引かれた号の細目(以下この条において「移動後

号細目」という。)が存在する場合には当該移動号細目を当該移動後号細目とし、移動号細目に対応する移動後号細目が存在しない場合には当該移動号細目（以下この条において「削除号細目」という。）を削り、移動後号細目に対応する移動号細目が存在しない場合には当該移動後号細目（以下この条において「追加号細目」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び削除号細目を除く。以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（号の細目の表示及び追加号細目を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(講習の委託)</p> <p>第2条 講習は、法第108条の2第3項の規定に基づき、<u>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3に規定する者であつて新潟県警察本部長（第4条第6号及び第8条において「警察本部長」という。）が定めるものに新潟県公安委員会（以下「公安委員会」という。）が必要と認めるときに委託するものとする。</u></p> <p>(講習指導員の要件)</p> <p>第4条 講習指導員は、次に掲げるとおりとする。</p> <p>(1) <u>安全運転管理者等講習指導員、指定自動車教習所職員講習指導員及び更新時講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者</u> ア～エ (略)</p> <p>(2) <u>取得時講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者</u> ア・イ (略)</p> <p>(3) <u>原付講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者</u> ア～カ (略)</p> <p>(4) <u>停止処分者講習指導員及び違反者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者</u> ア・イ (略)</p> <p>ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 (ア) <u>運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、違反者講習指導員、高齢者講習指導員又は特定任意高齢者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者</u></p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(5) <u>高齢者講習指導員及び特定任意高齢者講習指導員にあつては、次に掲げる要件を満たしている者</u></p>	<p>(講習の委託)</p> <p>第2条 講習は、法第108条の2第3項及び<u>道路交通法施行規則（昭和35年総理府令第60号）第38条の3の規定に基づき、公安委員会が必要と認めるときに委託するものとする。</u></p> <p>(講習指導員の要件)</p> <p>第4条 講習指導員は、次の各号に掲げる<u>区分に応じ、それぞれ当該各号に定める要件を満たしている者でなければならない。</u></p> <p>(1) <u>安全運転管理者等講習指導員、指定自動車教習所職員講習指導員及び更新時講習指導員の資格要件</u> ア～エ (略)</p> <p>(2) <u>取得時講習指導員の資格要件</u> ア・イ (略)</p> <p>(3) <u>原付講習指導員の資格要件</u> ア～カ (略)</p> <p>(4) <u>停止処分者講習指導員、違反者講習指導員の資格要件</u> ア・イ (略)</p> <p>ウ 次のいずれにも該当しない者であること。 (ア) <u>運転適性指導（法第108条の4第1項第1号の運転適性指導をいう。以下同じ。）について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、違反者講習指導員、高齢者講習指導員、特定任意高齢者講習指導員又はチャレンジ講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して2年を経過していない者</u></p> <p>(イ)・(ウ) (略)</p> <p>エ・オ (略)</p> <p>(5) <u>高齢者講習指導員、特定任意高齢者講習指導員及びチャレンジ講習指導員の資格要件</u></p>

- ア 21歳以上の者であること。
- イ 高齢者講習における指導に用いる普通自動車を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者（免許の効力を停止されている者を除く。）であること。
- ウ 次のいずれにも該当しない者であること。

(ア) 運転適性指導について不正な行為をしたため運転適性指導員、停止処分者講習指導員、違反者講習指導員又は高齢者講習指導員のいずれかの職を解任された日から起算して3年を経過していない者

(イ) 法第117条の2の2第12号の罪を犯し罰金以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

(ウ) 自動車等の運転に関し、自動車の運転により人を死傷させる行為等の処罰に関する法律第2条から第6条までの罪又は法に規定する罪((イ)に規定する罪を除く。)を犯し禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又はその執行を受けることがなくなった日から起算して3年を経過していない者

- エ 次のいずれにも該当する者であること。

(ア) (略)

(イ) 普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便を図るため高齢者講習及び特定任意高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域において実施する必要がある場合の高齢者講習指導員及び特定任意高齢者講習指導員に関しては、この限りでない。

a 普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、普通自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

b 公安委員会が普通自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し a に掲げる

- ア 25歳以上の者であること。
- イ 高齢者講習における指導に用いる自動車等を運転することができる運転免許（仮運転免許を除く。）を現に受けている者であること。

- ウ 前号ウ(ア)、(イ)及び(ウ)のいずれにも該当しない者であること。

- エ 次のいずれにも該当する者であること。

(ア) (略)

(イ) 自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し、次のいずれかに該当する者であること。ただし、受講者の利便を図るため高齢者講習及び特定任意高齢者講習を過疎地、辺地等を含む地域において実施する必要がある場合の高齢者講習指導員及び特定任意高齢者講習指導員に関しては、この限りでない。

a 普通自動車を用いた講習を指導する指導員については、普通自動車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は普通自動車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

b 二輪車を用いた講習を指導する指導員については、大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る教習指導員資格者証の交付を受けている者又は大型自動二輪車若しくは普通自動二輪車に係る届出教習所指導員課程を修了した者で、自動車の運転に関する技能及び知識の教習に従事した経験の期間がおおむね1年以上あるもの

c 公安委員会が自動車の運転に関する技能及び知識の指導に関し a 又は b に掲げ

<p>者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者</p> <p>オ 次のいずれかに該当する者であること。<u>ただし、令和4年5月12日以前に(ア)に該当し又は令和4年3月31日以前に(イ)に該当したこと</u>によつて、<u>高齢者講習指導員の要件を満たした者については、道路交通法の一部を改正する法律(令和2年法律第42号)の施行に伴う運転技能検査を行う者の養成に係る講習を受けていなければならない。</u></p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は運転技能検査員・高齢者講習指導員研修(令和4年3月31日以前に実施された高齢者講習指導員研修を含む。))を終了した者</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>者と同等以上の技能、知識及び経験を有すると認める者</p> <p>オ 次のいずれかに該当する者であること。 <u>なお、平成21年6月1日以前に高齢者講習指導員であつた者については、公安委員会が指定する研修(認知機能検査導入に伴うもの(平成21年6月1日以前に行われたものを含む。))を受け、かつ、道路交通法の一部を改正する法律(平成27年法律第40号)施行に伴う補充講習(以下「補充講習」という。)を受けていること。平成21年6月2日以降に高齢者講習指導員の資格を取得した者で、平成29年3月11日以前に高齢者講習指導員であつたものについては、補充講習を受けていること。</u></p> <p>(ア) (略)</p> <p>(イ) <u>高齢者講習における指導に必要な技能及び知識に関する国家公安委員会が指定する講習(自動車安全運転センターが実施する新任運転適性指導員研修、運転適性講習指導員研修又は高齢者講習指導員研修)を終了した者</u></p> <p><u>(ウ) 技能検定員資格者証の交付を受けている者であること。(チャレンジ講習指導員に限る。)</u></p> <p>(6) (略)</p>
--	---

(認知機能検査の実施に関する規則の一部改正)

第4条 認知機能検査の実施に関する規則(平成21年新潟県公安委員会規則第7号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「削除号」という。)を削る。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(号の表示及び削除号を除く。以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
<p>(検査の委託)</p> <p>第2条 検査は、法第108条第1項の規定により、<u>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第31条の4の2ただし書に規定する法人であつて新潟県警察本部長(第9条において「警察本部長」という。)が定める基準を満たすものに新潟県公安委員会(以下「公安委員会」という。)が必要と認めるときに委託するものとする。</u></p> <p>第3条 <u>削除</u></p>	<p>(検査の委託)</p> <p>第2条 検査は、法第108条第1項及び<u>道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第31条の4の2</u>の規定により、公安委員会が必要と認めるときに委託するものとする。</p> <p>(委託の条件)</p> <p>第3条 <u>検査の委託は、次に掲げる条件を付して行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 検査は、公安委員会の承認を受けた者が行うこと。</u></p>

<p>(検査員の要件)</p> <p>第4条 検査を行う者(以下「検査員」という。)は、次の各号のいずれにも該当し、公安委員会の承認を受けた者でなければならない。</p> <p>(1) <u>21歳以上</u>の者であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委託の解除)</p> <p>第7条 公安委員会は、委託を続けることができないと認める事情が生じたときは、委託を解除することができる。</p>	<p>(2) <u>検査は、公安委員会が定めた実施基準に基づき行うこと。</u></p> <p>(3) <u>その他公安委員会が必要と認めた条件</u></p> <p>(検査員の要件)</p> <p>第4条 検査を実施する者(以下「検査員」という。)は、次の各号のいずれにも該当し、公安委員会の承認を受けた者でなければならない。</p> <p>(1) <u>25歳以上</u>の者であること。</p> <p>(2) (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>(委託の解除)</p> <p>第7条 公安委員会は、<u>検査が第3条各号に掲げる条件に違反して行われたとき又は委託を続けることができないと認める事情が生じたときは、委託を解除することができる。</u></p>
--	---

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

新潟県公安委員会規則第6号

運転技能検査の実施に関する規則を次のように定める。

令和4年5月6日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

運転技能検査の実施に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、道路交通法(昭和35年法律第105号)第97条の2第1項第3号イに規定する運転技能検査(以下「検査」という。)の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(検査を行う者の要件)

第2条 検査を行う者は、講習の実施に関する規則(昭和58年新潟県公安委員会規則第9号)第4条第5号アからオまでに掲げる高齢者講習指導員及び特定任意高齢者講習指導員の要件を満たしている者でなければならない。

(受検の申請)

第3条 検査を受けようとする者は、新潟県公安委員会(以下「公安委員会」という。)に受検の申請をしなければならない。

(検査結果の証明)

第4条 公安委員会は、検査を受けた者の検査結果について証明するものとする。

(検査の委託)

第5条 検査は、道路交通法第108条第1項の規定により、道路交通法施行規則(昭和35年総理府令第60号)第31条の4の2ただし書に規定する法人であって新潟県警察本部長が定める基準を満たすものに公安委員会が必要と認めるときに委託するものとする。

(実施結果の報告)

第6条 前条の規定により検査の委託を受けた法人は、検査を実施した後、公安委員会に実施結果を速やかに報告しなければならない。

(委託の解除)

第7条 公安委員会は、検査の委託を続けることができないと認める事由が生じたときは、当該委託を解除することができる。

(警察本部長への委任)

第8条 この規則に定めるもののほか、検査の実施に関し必要な事項は、新潟県警察本部長が定める。

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

新潟県公安委員会規則第7号

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則を次のように定める。

令和4年5月6日

新潟県公安委員会

委員長 津野 敏江

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則の一部を改正する規則

新潟県公安委員会の事務の専決に関する規則（昭和49年新潟県公安委員会規則第1号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中別表の号の表示に下線が引かれた別表の号（以下「追加別表号」という。）を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（別表の号の表示及び追加別表号を除く。以下「改正後部分」という。）が存在する場合には当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には当該改正後部分を加える。

改正後		改正前	
別表（第2条関係）		別表（第2条関係）	
種別	警察本部長が専決できる事務	種別	警察本部長が専決できる事務
(略)		(略)	
道	(1)～(57) (略)	道	(1)～(57) (略)
路	(58) <u>道交法第97条の2第3項及び第4</u>	路	(58) <u>道交法第97条の2第2項及び第3</u>
交	<u>項の規定による運転免許試験の一部免</u>	交	<u>項の規定による運転免許試験の一部免</u>
通	<u>除</u>	通	<u>除</u>
法	(59)～(86) (略)	法	(59)～(86) (略)
関	(87) <u>道交法第101条の4第5項の規定に</u>	関	(87) <u>道交法第101条の4第3項の規定に</u>
係	<u>よる書面の送付</u>	係	<u>よる書面の送付</u>
	(88)～(117) (略)		(88)～(117) (略)
	<u>(117)の2 道交法第108条の3の3の規</u>		
	<u>定による若年運転者講習を行う旨の通</u>		
	<u>知</u>		
	(118)～(124) (略)		(118)～(124) (略)
	(125) <u>道交法第108条の32の2第1項の</u>		(125) <u>道交法第108条の32の2の規定に</u>
	<u>規定による運転免許取得者等教育の認</u>		<u>よる運転免許取得者教育の認定申請の</u>
	<u>定申請の受理</u>		<u>受理及び認定の公示</u>
	<u>(125)の2 道交法第108条の32の2第2</u>		
	<u>項(道交法第108条の32の3第2項にお</u>		
	<u>いて準用する場合を含む。)の規定によ</u>		
	<u>る認定の公示</u>		
	<u>(125)の3 道交法第108条の32の3第1</u>		
	<u>項の規定による運転免許取得者等検査</u>		
	<u>の認定申請の受理</u>		
	(126)～(155) (略)		(126)～(155) (略)
	(156) <u>削除</u>		(156) <u>運転免許に係る講習等に関する</u>
			<u>規則(平成6年国家公安委員会規則第</u>
			<u>4号)第2条第1項の規定によるチャ</u>
			<u>レンジ講習受講結果確認書の交付</u>
	(157) <u>運転免許に係る講習等に関する</u>		(157) <u>運転免許に係る講習等に関する</u>
	<u>規則(平成6年国家公安委員会規則第</u>		<u>規則第4条第2項第2号の規定による</u>
	<u>4号)第4条第2項第2号の規定によ</u>		<u>審査及び講習</u>
	<u>る審査及び講習の実施</u>		
	(158)・(159) (略)		(158)・(159) (略)
	(160) <u>運転免許取得者等教育の認定に</u>		(160) <u>運転免許取得者教育の認定に関</u>

<p>関する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）<u>第7条第1項の規定による認定の申請に係る内容変更の届出の受理</u></p> <p><u>(160)の2 運転免許取得者等教育の認定に関する規則第7条第2項の規定による変更に係る事項の公示</u></p> <p><u>(160)の3 運転免許取得者等検査の認定に関する規則（令和4年国家公安委員会規則第8号）第8条第1項の規定による認定の申請に係る内容変更の届出の受理</u></p> <p><u>(160)の4 運転免許取得者等検査の認定に関する規則第8条第2項の規定による変更に係る事項の公示</u></p> <p>(161)～(187) (略)</p> <p>(188) 道交法施行細則第27条の3の規定による<u>運転免許取得者等教育及び運転免許取得者等検査の認定書の交付</u></p> <p><u>(188)の2 道交法施行細則第27条の4第1項の規定による申請の受理</u></p> <p><u>(188)の3 道交法施行細則第27条の4第2項の規定による指定書の交付</u></p> <p><u>(188)の4 道交法施行細則第27条の4第3項の規定による指定取消通知書の交付</u></p> <p>(189)～(193) (略)</p> <p>(194) 削除</p> <p>(195) <u>認知機能検査の実施に関する規則（平成21年新潟県公安委員会規則第7号。次号及び第197号において「認知機能検査規則」という。）第4条第1項の規定による検査員の承認</u></p> <p>(196)・(197) (略)</p> <p><u>(197)の2 運転技能検査の実施に関する規則（令和4年新潟県公安委員会規則第6号）第3条の規定による申請の受理</u></p> <p><u>(197)の3 運転技能検査の実施に関する規則第4条の規定による証明</u></p> <p><u>(197)の4 運転技能検査の実施に関する規則第6条の規定による報告の受理</u></p> <p>(198)～(223) (略)</p> <p>(略)</p>	<p>する規則（平成12年国家公安委員会規則第4号）<u>第7条の規定による認定の申請に係る内容変更の届出の受理及び当該変更に係る事項の公示</u></p> <p>(161)～(187) (略)</p> <p>(188) 道交法施行細則第27条の3の規定による<u>運転免許取得者教育機関の認定書の交付</u></p> <p>(189)～(193) (略)</p> <p>(194) <u>認知機能検査の実施に関する規則（平成21年新潟県公安委員会規則第7号。以下「認知機能検査規則」という。）第3条第1号の規定による検査を行う者の承認及び同条第2号の規定による実施基準の策定</u></p> <p>(195) <u>認知機能検査規則第4条の規定による検査員の承認</u></p> <p>(196)・(197) (略)</p> <p>(198)～(223) (略)</p> <p>(略)</p>
--	---

附 則

この規則は、令和4年5月13日から施行する。

雑 報

一般競争入札の実施について（公告）

公立大学法人新潟県立大学会計規則第17条第1項の規定により、計算サーバー式の調達について、次のとおり一般競争入札を行う。

令和4年5月6日

公立大学法人新潟県立大学 理事長 若 杉 隆 平

1 入札に付する事項

(1) 調達案件の名称

計算サーバー式の購入

(2) 調達案件の仕様等

入札説明書及び別記仕様書による。

(3) 納入期限

令和4年8月31日（水）までに、調達物品について確認検査を受けること。

(4) 納入場所

新潟県立大学（新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地）

2 入札説明書を交付する期間及び場所並びに本件入札に関する問合せ等

(1) 交付期間 令和4年5月6日（金）から令和4年5月16日（月）まで（公立大学法人新潟県立大学職員の勤務時間、休日、休暇等に関する規程第4条第1項及び第9条各号に規定する日を除く。）の各日の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所及び問い合わせ先 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学総務財務部財務課

電話番号025-270-1301 FAX番号025-270-5173

3 入札執行の日時及び場所

(1) 日時 令和4年5月24日（火） 午前10時

(2) 場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学 コモンズ3号館5401会議室

4 入札に参加する者に必要な資格

本件入札に参加する者は、一の個人又は法人であって、次に掲げる要件のすべてを満たしている者でなければならない。

(1) 公立大学法人新潟県立大学契約事務取扱規程（以下「契約事務取扱規程」という。）第2条及び第3条の規定に該当しない者であること。

(2) 令和2・3・4年度新潟県物品等入札参加資格者名簿（文具・事務機器）に登録されている者であること。

(3) 国又は地方公共団体から指名停止措置を現に受けていないこと。

(4) 本調達物品又はこれと同等以上の類似する物品に係る納入実績があることを証明した者であること。

(5) 本件入札に係る入札説明書の交付を受けている者であること。

(6) 5に定めるところにより、競争入札参加資格確認申請書等を提出し、本件入札に係る参加資格を有することについて公立大学法人新潟県立大学理事長から確認を受けている者であること。

(7) 新潟県暴力団排除条例に定める暴力団、暴力団員又はこれらの者と社会的に非難されるべき関係を有する者でないこと。

5 本件入札に係る参加資格の確認

(1) 本件入札に参加することを希望する者は、次に定めるところにより競争入札参加資格確認申請書等を提出し、公立大学法人新潟県立大学理事長から本件入札に参加する資格を有する旨の確認を受けなければならない。

ア 提出期限 令和4年5月19日（木） 午後5時15分

イ 提出場所 新潟県新潟市東区海老ヶ瀬471番地

新潟県立大学総務財務部財務課

ウ 提出方法 本人（法人にあつては代表権限を有する者。以下同じ。）又は代理人の持参とする。

エ 提出書類及びその部数 入札説明書による。

- (2) 本件入札に係る参加資格の確認結果については、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者にそれぞれ書面で通知するので、競争入札参加資格確認申請書等を提出した者は、次に定めるところにより確認結果通知書の交付を受けること。

ア 交付日時 令和4年5月20日（金） 午前10時から午後4時まで

イ 交付場所 (1)イに掲げる場所

6 入札の方法

- (1) 本人又は代理人が入札執行の日時及び場所に入札書を持参すること。ただし、代理人が持参する場合は、委任状を持参すること。

(2) 入札書の記載

ア 使用する言語及び通貨は、日本語（名義に関する部分を除く。）及び日本国通貨とする。

イ 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札参加者は消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

7 落札者の決定方法

入札に参加した者のうち、最低の価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。その他入札説明書による。

8 入札の無効

次の各号の一に該当する入札は、これを無効とする。

- (1) 入札に参加する者に必要な資格のない者及び競争入札参加資格確認申請書等に虚偽の記載をし、これを提出した者がした入札
- (2) 入札に参加する条件に違反した入札
- (3) 契約事務取扱規程第16条第1項各号に掲げる入札
- (4) 入札者が不当に価格をせり上げ、又はせり下げる目的をもって連合その他不正行為をしたと認められる入札

9 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

免除する。

(2) 契約保証金

契約金額の100分の10に相当する金額以上の現金（金融機関が振り出し、又は支払保証をした小切手を含む。）とする。ただし、契約事務取扱規程第42条第1号又は第3号に該当する場合は、免除する。

10 契約の手續において使用する言語及び通貨

契約の手續において使用する言語及び通貨は日本語（契約当事者に関する記載部分を除く。）及び日本国通貨とする。

11 その他

(1) 競争入札参加資格確認申請書等の取扱い

ア 競争入札参加資格確認申請書等の作成に要する費用は、作成者の負担とする。

イ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、提出者に無断で使用しない。

ウ 提出された競争入札参加資格確認申請書等は、返還しない。

(2) 契約の停止等

本件入札に関し、苦情申立てがあつたときは契約を停止し、又は解除することがある。

(3) その他

本件入札及び委託契約の内容に関しては、契約事務取扱規程その他公立大学法人新潟県立大学理事長の定める規程、日本国の関係法令の定めるところによる。